

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～方法クレームの記載順に権利範囲が限定解釈された判例～

原告：株式会社ジーピーシーコリア
被告：楽天株式会社

2014年1月21日
執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、発明の名称「Web-POS方式」とする特許権の専用実施権者である原告が、被告の提供するサービスに係るシステムが上記特許権を侵害している旨主張して、被告に対し損害賠償請求（一部請求）を求めたものである。

2. 背景

1) 特許の内容

本件特許に係る発明（以下「本件発明」と記す。）は、クライアント・サーバ型システムによるWeb-POS（Point Of Sales）方式に関するものである。本件発明の特徴は、サーバ（ストアコンピュータ）から商品メーカーコードや商品アイテムコードをキーとして、対応する商品の価格情報を取得するPLU（Price Look Up）機能部分である。

本件発明に係る制御方法は、

「ハイパーテキスト転送プロトコルを用いてハイパーテキストマークアップ言語で記述された初期フレーム表示制御クライアント・プログラム、カテゴリリスト表示制御クライアント・プログラム及びPLUリスト表示制御クライアント・プログラムを含むHTMLリソースを供給するWeb-POSサーバ装置を備えた」（構成要件A）、

「販売時点情報管理を行うためのWeb-POSネットワーク・システムの制御方法であって」（構成要件B）、

「該Web-POSサーバ装置からWeb-POSクライアント装置に対して送信された、初期フレーム表示制御クライアント・プログラムが、該Web-POSクライアント装置において実行されることにより」（構成要件C）、

「少なくとも、

1) 該Web-POSクライアント装置から上記Web-POSサーバ装置に対して、カテゴリリスト表示制御クライアント・プログラムのダウンロードを要求するHTTPメッセージが送信される過程、

2) 該要求に基づき、Webサーバ・プログラムがHDDの記憶媒体からカテゴリリスト表示制御クライアント・プログラムを読み出し、上記Web-POSサーバ装置から該Web-POSクライアント装置に対して、上記カテゴリリスト表示制御クライアント・プログラムが送信される過程、

3) 上記Web-POSクライアント装置から上記Web-POSサーバ装置に対して、PLUリスト表示制御サーバ・プログラムの実行を指示するHTTPメッセージが送信されると、上記Web-POSサーバ装置が、PLU表示サーバ・プログラムを起動して、PLUリスト表示制御クライアント・プログラムを生成し、上記Web-POSクライアント装置に対して、PLUリスト表示制御クライアントプログラムが送信される過程、

4) 及び、商品情報の入力毎に、それに対応するPLU情報が上記Web-POSサーバ装置に問い合わせられる過程、
からなり」(構成要件D)、

(中略)

「商品カテゴリ、メーカー、商品名及び価格からなる商品基礎情報が記憶されている前記PLUマスターDBは前記Web-POSサーバ装置のみに設けられて」(構成要件H)、

「表示装置において、商品カテゴリに対応するPLUリストを表示する部分(第1フレーム)の表示過程と、該カテゴリ内の商品名が表示される、商品情報に対応したPLUリストを表示する部分(第2フレーム)の表示過程と、前記商品基礎情報と前記入力した商品識別情報とに基づいて出力される入力結果の注文商品明細を表示する部分(第3フレーム)の表示過程を経て」(構成要件I)、

「前記タッチパネル、キーボード、またはマウスからなる入力手段を有する表示装置において、商品カテゴリに対応するPLUリストを表示する部分(第1フレーム)の表示過程と、該カテゴリ内の商品名が表示される、商品情報に対応したPLUリストを表示する部分(第2フレーム)の表示過程と、前記商品基礎情報と前記入力した商品識別情報とに基づいて出力される入力結果の注文商品明細を表示する部分(第3フレーム)の表示過程を経て」(構成要件J)、

「前記Web-POSクライアント装置における上記注文商品明細情報が該Web-POSクライアント装置から前記Web-POSサーバ装置に送信されることで、販売時点情報管理が行われることを特徴する」(構成要件K)。

ここでいう第1～第3フレームとは、図1に示すようなものである。

表示例の説明図(その1)

注文商品明細						
小計:	<input type="text"/>	税額:	<input type="text"/>	総額:	<input type="text"/>	<input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="削除"/>
行番号	メーカーコード	商品番号	商品名	単価	数量	金額
1.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
4.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

【図1】

第1フレームには「商品カテゴリー」、第2フレームには「商品名」、第3フレームには「注文商品明細」が表示される。例えば、第1フレームで、商品カテゴリーとして「靴」を選択すると、第2フレームの注文商品には「靴」の商品名が表示される。第2フレームに表示された「商品名」の一つを選択すると、第3フレームの「注文商品明細」にカテゴリー、メーカーコード、商品番号、商品名、単価が表示される。ユーザが数量を入力すると商品毎の発注価格が計算され表示される（【図2】）。

表示例の説明図（その3）

商品カテゴリ：

注文商品：

数量：

注文商品明細

小計： 税額： 総額：

行ご り	メ-カ コ-ド	商品 番号	商 品 名	単価	数量	金額	
1.	<input type="text" value="靴"/>	<input type="text" value="00019"/>	<input type="text" value="00002"/>	<input type="text" value="白い靴"/>	<input type="text" value="8000"/>	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="8000"/>
2.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
3.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
4.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
5.	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

【図2】

2) 審査経過

本件特許に係る特許出願（以下、「本願」と記す。）は分割出願である。親出願（特願2000-331569号）は拒絶査定不服審判において登録すべき旨の審決がされ、登録されている（登録第4491068号）。

本願は、親出願が拒絶査定不服審判において、特許される見込みとなった後に、分割出願された。そのため、本願の審査においては、記載不備の拒絶理由のみが通知された後に、補正書・意見書が提出され、特許されている。

3) その他

本願について無効審判は請求されていない。

本願は特許査定後に譲渡され、その後、専用実施権が原告に対して、設定登録されている。

3. 裁判での争点

1) 被告の実施態様

被告は楽天株式会社である。侵害の対象とされたのは楽天市場の注文システムである。本件訴訟においては2つの実施態様が対象となったが、共に判断内容は同様であるので、ここでは実施態様1について述べる。

なお、以下の実施態様1は判決文の記載から筆者が読み取った内容である。

(1) 楽天市場のトップ画面(画面1)の左側には、商品ジャンルの一覧が表示される。



【画面1】

(2) ジャンルから一つを選択しクリックすると、選択したジャンルに含まれる商品のカテゴリー及びサブカテゴリーが表示される(画面2)。ここでは、「スポーツ・アウトドア」の「ゴルフ用品」を選択した場合の画面である。



【画面2】

(3) サブカテゴリーを1つ選択するとサブカテゴリーに含まれる商品が一覧表示される。ここでは、カテゴリーとして「クラブ (メンズ)」、サブカテゴリーとして「ドライバー」を選択した場合の画面 (画面3) である。



【画面3】

(4) 商品を1つ選択すると、商品画像と商品説明の画面 (画面4) となる。



【画面4】

(5)「買い物かごに入れる」ボタンをクリックすると、最終的な注文確認画面が表示される。商品のイメージ、名称、単価、注文個数等が表示される。注文確認画面において、「ご購入手続き」ボタンをクリックすると、注文手続き画面（画面5）に遷移する。



【画面5】

2) 争点

争点は損害額を含めた5点であるが、裁判所により判断されたのは、「構成要件A、C、D及びJに記載された各プログラムの実行手順及び実行内容に関する充足性」のみである。

4. 裁判所の判断

裁判所は、本件発明について、以下のように認定した（下線は筆者が付加したもの）。

「初期フレームプログラムは、このようなカテゴリーリスト及びPLUリストを表示する枠ないし領域としてのフレームを表示するために初期の段階で作動するプログラムであるといえることができる。」

「商品カテゴリーリストについては、…初期フレームプログラムが実行されることにより、クライアント装置に第1フレームの表示領域が確保され、この第1フレームの表示領域をターゲットとして、…カテゴリーリストプログラムが実行されることにより、第1フレーム内に表示されたカテゴリーリストを意味するものと解するのが相当である。

「商品PLUリストについては、…初期フレームプログラムが実行されることにより、クライアント装置に第2フレームの表示領域が確保され、この第2フレームの表示領域をターゲットとして、…PLUリストプログラムが実行されることにより、第2フレーム内に表示されたPLUリストを意味するものと解するのが相当である。」

すなわち、初期フレームプログラムで、第1フレームの表示領域、第2フレーム表示領域が確保された後に、それぞれカテゴリーリスト、PLUリストが表示されると判断した。

そのうえで、「クライアント装置の表示画面に、形の上でカテゴリーリストや個別商品のPLUリストが表示されるものであっても、上記A及びイの過程（上述の過程のこと：筆者注）を経て表示されたとはいえないものは、本件発明にいう商品カテゴリーリスト又は商品PLUリストには当たらず、また、このようなカテゴリーリストやPLUリストを表示するためのプログラムを構成要件A、C及びDにいう初期フレームプログラム、カテゴリーリストプログラム又はPLUリストプログラムに当たるということもできないものと解される。」とした。

そして、被告システムは、「カテゴリーリスト及び個別商品リストの表示領域を確保するプログラムと、その内容を表示するプログラムとが、それぞれ一つのHTML文書のプログラムの実行過程において同時に実行されており、構成要件C及びDに記載された手順を順次実行するという形では実行されていない」と認定した。

5. 結論

上述のように、裁判所は、被告システムは本件発明の構成要件A、C、D及びJに記載された各プログラムの実行手順及び実行内容を充足すると認めることはできないとした。

6. 所感

本件訴訟では、クライアント画面にフレームを表示した後に、各フレームに内容が表示することと、フレーム表示と各フレームの内容表示とが同時に実行されるということは、異なると判断された。本件発明は方法の発明であるから、処理手順を厳密に検討し、充足性を判断することは正当である。しかし、軽微な相違であり、権利者たる原告には酷であったのではないか。均等侵害も原告は主張しているが、判決では明確な判断はされていない。

一方、被告は無効審判請求や無効の抗弁を主張していない。本件発明に係る出願は分割出願であり、原出願日は、現在ほどインターネット通販が普及していない平成10年（1998年）であること、原出願は拒絶査定不服審判にて特許審決されていることもあり、無効資料の収集が困難であったものと思われる。

ソフトウェアの発明において、処理手順の先後が問われない処理を含むことは少なくないものとする。それらの処理が発明の本質部分と関係ないのであれば、発明特定事項に含めないことを検討すべきである。発明特定事項として含める場合であっても、実施の形態において、先後を問わないことを明記しておくべきである。

以上